

# 第2期日光市役所環境配慮率先行動計画

—日光市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—

平成27（2015）年3月

日光市

# 目 次

第1章 計画策定の背景	
1 地球温暖化問題 .....	1
2 国際的な動き .....	1
3 国内の動向 .....	1
4 県の取組 .....	2
5 計画策定の背景 .....	2
第2章 計画の基本的事項	
1 計画の目的 .....	3
2 計画の期間 .....	3
3 計画の対象範囲 .....	3
第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握	
1 温室効果ガスの種類と排出源 .....	6
2 現在の温室効果ガスの総排出量 .....	6
第4章 温室効果ガスの削減目標	
1 削減の数値目標 .....	9
2 クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標 .....	10
第5章 削減への取組	
1 具体的な取組 .....	11
2 イベントにおける取組 .....	14
3 削減効果の高い取組 .....	16
第6章 推進・点検体制	
1 組織体制 .....	18
2 推進のための方策 .....	18
第7章 計画の点検・評価	
1 点検方法 .....	19
2 点検結果の評価 .....	19
3 点検結果の公表 .....	20
4 計画の見直し .....	20

# 第1章 計画策定の背景

## 1 地球温暖化問題

地球温暖化は人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球温暖化影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水産資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

## 2 国際的な動き

1992（平成4）年に気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994（平成6）年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成9）年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。

現在、2020（平成32）年以降の法的枠組を定めるための国際的な話し合いが行われています。

## 3 国内の動向

1998（平成10）年、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにする「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、1999（平成11）年4月に施行しました。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、1998（平成10）6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、その後2002（平成14）年に新大綱、京都議定書の発効を受けて2005（平成17）年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。

京都議定書目標達成計画においては、京都議定書第一約束期間（2008～2012年）における1990（平成2）年度比6%削減への基本的な方針、温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する具体的な対策、施策が示され、特に地方公共団体に期待される事項も示されました。

現在、第二約束期間（2013～2020年）に加わらないものの、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、2013（平成25）年にワルシャワでの締約国会議（COP19）において2020（平成32）年に2005（平成17）年度比3.8%削減を表明しています。これは、1990（平成2）年度比で換算すると3.1%増加となってしまいますが、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後見直し、確定的な目標を設定することとしています。

また、国際的に世界の温室効果ガス排出量を2050年までに削減させることを提案している日本の責任として、2050年までに現状から80%温室効果ガスを削減するという目標を定めています。

## 4 県の取組

1997（平成 8）年に栃木県環境基本条例を制定、またその理念に基づき栃木県環境基本計画を策定し、地球温暖化問題への取組方針を示しています。

2009（平成 21）年には、「地球と人にやさしい“エコとちぎ”」を栃木県の目指すべき社会の姿とした「とちぎ環境立県戦略」を策定し、環境立県に向けた先導的な取組を具体的に記載し、積極的な地球温暖化防止に取り組んでいます。

2011（平成 23）年 3 月には、「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」、「栃木県庁環境保全率先実行計画」及び「栃木県地域新エネルギービジョン」を統合した「栃木県地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

## 5 計画策定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 1 項に基づき都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「実行計画」とする）を策定するものとされています。また、同条第 8 項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞無く、これを公表し、同条第 10 項に基づき、実行計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないとされています。

2006（平成 18）年に合併した日光市においては、2010（平成 22）年 3 月に日光市環境基本計画、日光市役所環境配慮率先行動計画-地球温暖化対策地方公共団体実行計画-（以下、「率先行動計画」とする）を策定し、市の事務・事業を対象として環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の低減を図ってきました。今後も引き続き、市の事務・事業を対象として環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の低減を推進するために本計画を策定します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」であるとともに「日光市環境基本計画」の下位計画になります。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3第1項及び京都議定書目標達成計画に基づき、日光市役所が事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより環境への負荷を出来る限り低減させることを目的とします。本市の事務・事業について、財やサービスの購入・使用や建築物の建設・管理、エネルギー使用の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量化等とともに、これらの推進体制の整備などの基本的事項を定めます。

### 2 計画の期間

本計画は、2007（平成19）年度を基準年度、2015（平成27）年度を初年度とし、2020（令和2）年度を目標年度とします。また、目標年度までに必要がある場合には見直しを行います。

### 3 計画の対象範囲

#### 《対象とする事務・事業》

本計画の対象とする事務・事業は「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。市役所の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、診療所、文化施設、観光施設等も含まれます。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものも対象となります。また、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

#### 《対象とする組織・施設》

（平成27年3月末）

部 局	対 象 課	主 な 施 設 名
企画部	総合政策課 地域振興課 秘書広報課	御幸町分庁舎 今市中央コミュニティセンター、下原地区コミュニティセンター、市民活動支援センター
総務部	総務課 財政課 行政改革課 管財契約課	市役所本庁舎、第2庁舎、3庁舎、4庁舎、元代替バス車庫、今市第三小学校東側駐車場、日光市役所車庫
市民生活部	生活安全課 市民課 保険年金課 税務課 収税課	消費生活センター、日光聖苑、JR今市駅市営自転車駐車場 市民サービスセンター、落合支所、豊岡支所、大沢支所、塩野室支所、南原出張所（南原地区コミュニティセンター） 国民健康保険栗山診療所
健康福祉部	高齢福祉課	地域包括支援センター、生きがいセンター、日光福祉保健センター、藤原高齢者生活福祉センター「ふじの郷」、足尾保健・高齢者生活

	<p>介護保険課</p> <p>人権・男女共同参画課</p> <p>生活福祉課</p> <p>子育て支援課</p> <p>健康課</p>	<p>福祉センター「銅やまなみ館」</p> <p>小来川デイサービスセンター、中宮祠介護サービスセンター、栗山デイサービスセンター、西川デイサービスセンター</p> <p>いまいち家庭児童相談室、女性サポートセンター</p> <p>地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、各保育園、各児童館、各こどもひろば館、各たんぽぽ広場</p> <p>今市保健福祉センター、小来川診療所、奥日光診療所、湯西川診療所、三依診療所、栗山保健センター</p>
観光部	<p>観光交流課</p> <p>観光振興課</p>	<p>今市宿市縁ひろば、かたくりの湯、平ヶ崎憩いの森、小百川桜公園</p>
産業環境部	<p>商工課</p> <p>農林課</p> <p>環境課</p> <p>廃棄物対策課</p>	<p>公設地方卸売市場</p> <p>大室ダム、農村環境改善センター、日光ブランド情報発信センター</p> <p>クリーンセンター、リサイクルセンター、環境センター、各ストックヤード</p>
建設部	<p>都市計画課</p> <p>まちづくり推進課</p> <p>建設課</p> <p>維持管理課</p> <p>建築住宅課</p>	<p>ショッピングプラザ日光、日光市中央町駐車場</p> <p>平ヶ崎ポンプ場、各公園</p>
上下水道部	<p>水道課</p> <p>下水道課</p>	<p>水道庁舎、各浄水場、各簡易水道施設、各ポンプ場</p> <p>各水処理センター、各ポンプ場</p>
会計管理者	<p>会計課</p>	
日光総合支所	<p>総務課</p> <p>市民福祉課</p> <p>観光課</p> <p>産業建設課</p>	<p>日光総合支所</p> <p>小来川支所、清滝出張所、中宮祠出張所（奥日光コミュニティセンター）、所野コミュニティセンター</p> <p>日光総合会館、日光郷土センター、やしおの湯、日光温泉、湯元園地「あんよのゆ」、交流促進センター、霧降高原キスガ平園地、市営駐車場</p> <p>木彫りの里工芸センター、小倉山森林公園、ふれあいの郷小来川</p>
藤原総合支所	<p>総務課</p> <p>市民福祉課</p> <p>観光課</p> <p>産業建設課</p>	<p>藤原総合支所</p> <p>三依支所、鬼怒川地区コミュニティセンター、川治地区コミュニティセンター、藤原保健センター</p> <p>上三依水生植物園、鬼怒川リジャー公園、川治ふれあい公園、葉師の湯、鬼怒川公園岩風呂、鬼怒川・川治温泉観光情報センター、みよりふるさと体験村センター、川治ダム資料館、鬼怒川温泉駅前有料駐車場</p> <p>鬼怒太の湯、鬼怒子の湯、湯の街公園</p>

足尾総合支所	<p>総務課</p> <p>市民福祉課</p> <p>観光課</p> <p>産業建設課</p>	<p>足尾総合支所、足尾総合支所分庁舎</p> <p>市営バス乗務員詰所</p> <p>かじか荘、銀山平キャンプ場、庚申山荘、足尾銅山観光、環境学習センター、銅ふれあい館、庚申の湯、花の渡良瀬公園、銅親水公園、間藤駅観光センター</p> <p>足尾生産展示直売所</p>
栗山総合支所	<p>総務課</p> <p>市民福祉課</p> <p>観光課</p> <p>産業建設課</p>	<p>栗山総合支所</p> <p>湯西川支所</p> <p>土呂部キャンプ場、上人一休の湯、湯の郷湯西川観光センター、上栗山オートキャンプ場、開運の湯、平家の里、湯西川水の郷、各温泉給湯施設</p> <p>湯西川体験農業交流センター、自然体験交流センター「安らぎの森四季」、栗山森林公園</p>
教育委員会	<p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p> <p>文化財課</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>中央公民館</p> <p>日光足尾教育行政事務所</p> <p>藤原栗山教育行政事務所</p>	<p>各小学校、各中学校</p> <p>赤間々会館、小杉放菴記念日光美術館、今市図書館、藤原図書館、杉並木公園ギャラリー</p> <p>報徳今市振興会館、歴史民俗資料館</p> <p>今市運動公園、丸山公園、豊岡運動公園、落合運動公園、塩野室運動公園、日光市ホッケー場</p> <p>各今市文化会館、勤労青少年ホーム、公民館（今市地域）</p> <p>日光図書館、日光運動公園、日光体育館、清滝体育館、足尾原体育館、足尾市民センター、足尾中央グラウンド、足尾向原テニスコート、足尾プール、霧降スケートセンター、細尾ドームソク、日光学校給食センター、足尾学校給食センター、各公民館</p> <p>藤原総合文化会館、藤原運動公園、藤原運動場、川治運動場、栗山運動場、西川運動場、下原野球場、藤原プール、川治プール、藤原学校給食センター、三依学校給食センター、各公民館</p>
議会事務局	議事課	
選挙管理委員会	事務局	
監査委員	事務局	
農業委員会	事務局	
消防本部	<p>総務課</p> <p>予防課</p> <p>警防課</p> <p>通信指令課</p> <p>今市消防署</p> <p>日光消防署</p> <p>藤原消防署</p>	<p>消防本部庁舎</p> <p>大沢分署、各消防団詰所</p> <p>足尾分署、中宮祠分署、清滝分遣所、各消防団詰所</p> <p>川治分署、湯西川分署、各消防団詰所</p>

※本庁舎や各総合支所の燃料使用量等については、支払いをしている課で取りまとめをいたします。

## 第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握

### 1 温室効果ガスの種類と排出源

京都議定書で設定された削減対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）の6種類です。ただし、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類で温室効果ガス全体の97.2%を占めていること、代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）は2.8%と微量であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

それぞれのガスの排出源と、算定する対象を以下の表のとおりです。温室効果ガス排出量削減のためには、これら算定対象の使用量を抑制する必要があります。

種 類	排 出 源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )  (温暖化係数：1)	燃料の燃焼（公用車・ボイラー・暖房器具・動力・発電施設など）	ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガスの使用量
	電気の使用	電気の使用量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物に混入した合成樹脂類（廃プラスチック類）の焼却量
メタン (CH <sub>4</sub> )  (温暖化係数：21)	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)  (温暖化係数：310)	燃料の燃焼（ディーゼル機関）	軽油の使用量
	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量

### 2 現在の温室効果ガスの総排出量（平成25年度）

温室効果ガス排出量は、年度毎の排出係数を用いて算出しています。

区 分		温室効果ガス排出量（単位：kg-CO <sub>2</sub> ）
内 訳	二酸化炭素	38,223,922
	メタン	55,888
	一酸化二窒素	141,454
合 計		38,421,264

《部局別温室効果ガス排出量》平成 25 年度

部 局	温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)	内 訳 (kg-CO <sub>2</sub> )
企画部	24,278	0.06	車：778 電気：17,502 (43,109kWh) 燃料：5,998
総務部	591,234	1.54	車：131,605 電気：351,413 (789,805kWh) 燃料：108,216
市民生活部	407,778	1.06	車：29,812 電気：143,720 (325,536kWh) 燃料：234,246
健康福祉部	1,003,395	2.61	車：50,521 電気：539,457 (1,300,118kWh) 燃料：413,417
観光部	635,416	1.65	車：17,952 電気：185,514 (419,458kWh) 燃料：431,950
産業環境部	クリーンセンターごみ焼却分を除く 1,746,964	4.55	車：98,127 電気：1,589,967 (3,905,023kWh) 燃料：37,187 環境センターし尿処理分：21,683
	クリーンセンター（ごみ焼却分） 19,566,739	50.93	燃料：2,385,834 ごみ：17,180,905 (33,783kg)
建設部	52,721	0.14	車：12,982 電気：39,080 (96,257kWh) 燃料：659
上下水道部	3,229,544 水道事業 (2,464,241) 下水道事業 (765,303)	8.41	車：33,705 電気：3,051,665 (7,475,847kWh) 燃料：15,381 下水道処理分：128,793
日光総合支所	1,130,851	2.94	車：18,323 電気：481,434 (1,292,666kWh) 燃料：631,094
藤原総合支所	773,573	2.01	車：14,269 電気：446,419 (1,099,701kWh) 燃料：312,885

足尾総合支所	726,513	1.89	車：93,505 電気：270,696 (645,489kWh) 燃料：362,312
栗山総合支所	2,062,705	5.37	車：87,992 電気：955,067 (2,348,752kWh) 燃料：1,019,646
教育委員会	5,952,254 小中学校 (2,676,240) スポーツ施設 (1,873,832) その他 (1,402,182)	15.49	車：122,271 電気：4,027,395 (9,743,865kWh) 燃料：1,802,588
議会事務局	3,398	0.01	車：3,398
農業委員会	1,179	0.01	車：1,179
消防	512,722	1.33	車：200,939 電気：195,567 (454,939kWh) 燃料：116,216
合計	38,421,264	100.00	車：917,358 電気：12,294,896 (29,940,565kWh) 燃料：5,491,795 環境センターし尿処理分：21,683 クリーンセンターごみ焼却分：19,566,739 下水道処理分：128,793

## 第4章 温室効果ガスの削減目標

### 1 削減の数値目標（クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガスを除く）

本計画では、2007（平成19）年度を基準年度とし、2020（令和2）年度を目標年度において対象施設が実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標値を次のとおり定め、達成を目指します。なお、温室効果ガス排出量は、年度毎の排出係数を用いて算出します。

市役所全体の削減数値目標・・・・・・・・15%

（クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガスは除きます）

#### 事業別の排出量

	平成19年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (基準年度)	平成25年度 (現状値)		令和2年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (目標年度)
		排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	19年度比 削減率	
全部局	6,990,864	4,979,085	28.8%	4,933,703
各総合支所	5,071,385	4,693,642	7.4%	4,650,838
教育委員会	6,183,428	5,952,254	3.7%	5,897,933
水道事業	2,836,572	2,464,241	13.1%	2,441,722
下水道事業	897,307	765,303	14.7%	758,427
合計	21,979,556	18,854,525	14.2%	18,682,623

#### 原因別の排出量

	平成19年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (基準年度)	平成25年度 (現状値)		令和2年度排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (目標年度)
		排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	19年度比 削減率	
車両による	1,152,648	917,358	20.4%	908,935
電気使用による (参考：kWh)	15,030,439 (35,365,738)	12,294,896 (29,940,565)	18.2%	12,182,816
燃料使用による	5,605,731	5,491,795	2.0%	5,441,771
し尿処理による	29,635	21,683	26.8%	21,511
下水処理による	161,103	128,793	20.1%	127,590
合計	21,979,556	18,854,525	14.2%	18,682,623

## 2 クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標

2010（平成22）年7月に新たなクリーンセンターが稼動し、従来の施設と比べ燃焼方式及び使用燃料が大きく変わり、温室効果ガス排出量の単純比較ができなくなりました。比較や評価をより簡潔にするため、クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標を次のとおり定め、達成を目指します。

基準年度は、稼動初年度である2011（平成23）年度とし、目標年度である2020（令和2）年度には基準年度の排出量を上回らないよう削減に取り組めます。

ごみ焼却に伴う削減数値目標・・・基準年度の排出量を上回らない

### クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の推移

年 度	排出量 (kg-CO2)	内 訳		
		一般廃棄物 焼却量(t)	一般廃棄物内 プラスチック率(%)	LPG 使用量 (m <sup>3</sup> )
平成23年度	18,573,129	31,318	23.9	298,358
平成24年度	27,630,454	35,244	32.3	364,279
平成25年度	19,566,739	33,783	23.0	361,490

#### ■クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減目標の設定方法■

平成23年度～平成25年度までの温室効果ガス排出量の平均値：21,923,441kg-CO2

市役所全体の削減数値目標：-15%

$21,923,441 \text{ (kg-CO2)} \times 0.85 \text{ (\%)} = 18,634,925 \text{ (kg-CO2)} \rightleftharpoons$  基準年度排出量 18,573,129 (kg-CO2)

## 第5章 削減への取組

### 1 具体的な取組

削減目標を達成するために、庁舎内節電対策や日光市グリーン購入基本方針に基づき、全庁を挙げて次の5つの分野の取組を推進します。

#### ①エネルギー使用量の削減

項目	取組
照明の使用	昼休みの間は、事務室等の不要な照明を消します。ただし、市民対応窓口は除きます。
	始業前や残業時、休日出勤時は、業務に支障のない範囲で職員のいない箇所の照明を消します。
	トイレ、会議室、給湯室、更衣室など断続的に使用する箇所の照明、換気扇は使用後に消します。
	各職場の最終退庁者は、照明・冷暖房等の消灯を確認します。
	利用箇所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行います。
	ライトダウンキャンペーンに協力します。
電気機器等の使用	外出時などパソコンを長時間使用しないときは、電源を切ります。
	パソコンを短時間（1時間50分以内）使用しないときは、スリープモードにします。
	退庁時にはパソコンなどのコンセントを抜きます。
	各職場の最終退庁者は、パソコンなどの電源が切られていることを確認します。
	コピー機は昼休みに節電モードにするほか、使用後は必ず省電力状態にします。
	待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品（テレビ、ビデオ）はコンセントを抜きます。
	自動販売機の照明は支障がない範囲で消します。
	洋式トイレの暖房便座のフタを閉めます。
冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減	冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房20℃を目安に適切な温度管理を行います。
	会議の10分前まで冷暖房は入れません。
	外気の導入や換気の励行など、室内温度の調整を図ります。
	ブラインド、カーテン等を有効に利用して、日差しの調整を行います。
	空調機器フィルターの定期的な清掃などを行います。
	冷房及び暖房期間中のクールビズやウォームビズに取り組みます。
その他	エレベーターの使用を控えます。
	フロンや代替フロンを使用した製品の使用を止めます。
	給湯器は、温度を適切に設定するなど、適切な運転管理に努めます。
	退庁時や使用しないときは、給湯器等の種火を消します。
	事務効率の向上に努め、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努めます。
	通勤は公共交通機関の利用に努め、自宅から勤務地まで2キロ以内の職員は車の通勤を自粛します。

## ②資源の有効利用

項 目	取 組
水利用の抑制	日常的な節水を徹底します。
	漏水のチェックを定期的に行い、確認したときは直ちに修理します。
	洗剤は適量使用し、濯ぎの水を少なくします。
用紙類の使用の制限	送付文を極力省略するなど、事務手続きの簡素化に努めます。
	資料などを複写する際は、必要性を十分に吟味し、安易な複写を避けます。
	会議資料の簡素化、サイズ縮小、両面印刷など資料の削減に努めます。
	資料などの誤りは手書き修正し、再印刷はしません。
	安易にホッチキスは使用しません。会議の資料等是一个にまとめ、ページをふります。
	会議での封筒を配布しません。
	不要紙の裏面利用を徹底します。
	ファイルボックスやフォルダ、封筒などの繰り返しの使用に努めます。
	個人で保有する文書・資料の減量化を徹底します。
	庁内LAN、電子メールの活用などによるペーパーレス化を推進します。
	FAX送信表はできるだけ省略します。
	刊行物はホームページや記録媒体による情報提供を促進し、過去の領布実績による在庫の管理を徹底します。
廃棄物発生 の抑制	事務用品の共有化及び再利用を図ります。
	物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
	食品用のビンは、軽くすすぎ、透明・茶・その他に分別し資源ごみとして出します。
	食品用の空き缶・ペットボトルは、軽くすすぎ、強くつぶすことなく資源ごみとして出します。※ペットボトルのラベルは、そのままはがさず、キャップのみ外します。
	新聞紙、その他の紙類（冊子・チラシ・ポスター等）、ダンボール（ガムテープなし）に分別します。※その他の紙類には、特殊な紙・汚れた紙類を入れないでください。
	庁内売店での買い物にはマイバッグを使用します。
	庁内食堂・お弁当は、割り箸の使用を止め、マイ箸を使用します。

## ③公用車の利用

項 目	取 組
エコドライブの実施	急発進、急加速、急停車、空ぶかしなどはしないようにします。
	駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
	カーエアコンの使用を控えめにします。
	自動車のタイヤ空気圧の調整、法定点検、オイル交換等を定期的実施します。
	運転前、運転後の点検を行います。
	車内から不要な荷物を降ろします。
乗車回数の削減	会議や研修等はできるだけ乗り合いで参加します。
	片道1キロ以内の移動はできるだけ公用車を使用しません。

#### ④施設の整備及び管理

項 目	取 組
建築物等	建物の断熱性の向上を図ります。
	断熱フィルム、ブラインド等の使用により日射の調整を図ります。
	自然光を有効に利用します。
	長期間使用できるよう、維持補修にも考慮した計画及び設計に努めます。
	照明回路や空調等の適切なゾーニングに努めます。
公共工事	クリーンセンターから生成される溶融スラグを利用した道路用骨材を優先的に使用します。
	再生材料（間伐材・小径木、廃木材、建築解体木材、廃プラスチック、使用済みタイヤ、廃ガラス、高炉スラグ、汚泥焼却灰等）が使用されている資材を優先的に使用します。
	熱帯材型枠の使用を削減します。
	施工段階での建設副産物の発生抑制と再利用を図ります。
	建設工事には低公害型建設機械を使用するよう努めます。
	建築廃棄物の分別排出を徹底します。
一般廃棄物 処理	燃えるゴミの焼却により生じる余熱を活用し、施設内の機器・設備へ電力の供給をします。
下水道	汚泥焼却灰の再利用を推進します。

#### ⑤物品の購入・製品の導入等

取 組
委託事業については、省エネ・省資源になるよう依頼します。
パンフレットやチラシの印刷は必要最低限の部数にします。
外注印刷物のインクは、植物性インクを使用します。
再生紙、リサイクル製品・資材を率先して購入します。
長期間使用できる製品を購入します。
環境への負荷が少ない燃料を使用する機器を選択するよう努めます。
消費電力の少ない機種へ順次更新するよう努めます。
使い捨て製品の使用を止め、詰め替え等ができる製品を使用します。
公用車を購入又は更新する際は、低公害車（低燃費かつ低排出ガス車）の導入に努めます。
太陽光発電、マイクロ水力発電などの再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。
コージェネレーションシステムの導入に努めます。
空調機器、冷凍機器等は、より地球温暖化への影響の少ない冷媒、断熱発泡剤を使用する機器を選択します。

※詳細な「物品の購入・製品の導入」は、日光市グリーン購入基本方針の判断基準に基づき行います。

## 2 イベントにおける取組

以下の日光市イベント環境配慮指針に基づき、市が開催するイベントにおいて環境負荷の軽減を図ります。

### 日光市イベント環境配慮指針

#### 第1 指針策定の趣旨

イベントは、市が実施する各種施策の普及、啓発等に有効な手段であることから、様々なかたちで数多く取り組まれています。規模の大きなイベントほど多くの人々が来場することから、大量の資料が配布され、様々なエネルギーが使用され、また、多くの人々が飲食します。

これらの事柄を環境への影響という観点から見ると、紙くず、容器などのごみの排出や電力、ガソリンなどのエネルギーの大量消費等が見えてきます。このような中、様々な文化遺産や自然環境を有する日光市からイベント等を通じ、環境への配慮を訴える必要があります。

このため、市が開催するイベントにおいて、自主的な環境配慮を行うことで、環境負荷の軽減等を図ること及び環境に配慮したイベントとしてアピールすることを目的として「日光市イベント環境配慮指針」（以下「指針」という。）を策定します。

#### 第2 指針の対象となるイベント

市が開催するイベントには、式典、恒例的に行う行事、講演会、シンポジウム、フェスティバル、フェア、スポーツ大会、祭り、記念事業、集い、展示会、フォーラムなどがありますが、これらのうち、不特定多数の市民が自由に参加できるイベントであって、市又は市が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するものを指針の対象とします。

#### 第3 環境配慮

次に掲げる環境配慮を行うこととします。

##### (1) 省エネルギー・省資源の推進

イベントでは、照明や空調などの電気エネルギーや印刷物などの紙資源等を消費することが想定されます。

そこで、エネルギーや資源の使用削減に努めるとともに、物品やサービスの購入にあたっては、環境に配慮したものを優先します。

##### (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進

イベントには多くの人々が来場することから、大量の廃棄物が発生する可能性があります。

そこで、廃棄物・リサイクル対策の優先順位（①廃棄物等を発生させない、②再使用する、③再生利用する、④適正に処理する）を踏まえ、イベントの計画段階から、ごみになりそうな物品や再使用できない物品の購入や配布をできる限り減らすとともに、発生が避けられないごみについては再生利用と適正処理に努めます。

### (3) 運営体制の整備

環境配慮を実施していくために必要な運営体制を整備し、開催時のみならず、計画や準備の段階から取組を進めていくことが重要です。

### (4) 会場周辺の環境保全

屋外で開催するイベントでは、会場周辺の自然環境の保全やポイ捨ての防止、歩きタバコ防止等に十分配慮し、環境に負荷を与えることのないよう努めます。

## **第4 環境配慮イベントの周知・環境保全活動の普及啓発**

イベントには様々な人々が参加します。参加者の環境保全に対する理解や実践活動を促進する良い機会です。

環境をテーマにしたイベントであるかどうかを問わず、イベント開催時の環境配慮を通して参加者の環境保全に向けた意識啓発を図ります。

- ① 環境に配慮したイベントであることを積極的にPRします。
- ② 環境配慮の取組内容を参加者に分かりやすく伝えます。
- ③ 参加者の自主的な環境保全の取組を促進します。
- ④ 環境保全に関する情報の提供に努めます。

### 3 削減効果の高い取組

削減目標を効果的に達成していくためには、前述 1、2 の取組に加え、削減効果の高い取組を重点的に進め、温室効果ガス排出量の多い施設における削減対策を講じていくことが有効です。平成 22 年 2 月に策定した環境基本計画などの数値目標を踏まえ、次の取組を進めていきます。

#### ① 市施設への太陽光発電施設の整備

太陽熱利用や太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を促進することにより、エネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの排出量削減を図ります。太陽光発電は発電時に温室効果ガスを発生しないエネルギーシステムであり、普及が進むことによって、二酸化炭素に関しては相当量の削減効果が期待できます。

#### 【再生可能エネルギーの導入状況】

再生可能エネルギーの種類	設置状況 (平成 25 年度)	発電量 kWh (平成 25 年度)	今後の導入予定
太陽光発電	瀬尾浄水場 (100kW)	86,739	藤原消防署 (15kW) 藤原総合支所 (15kW)
	リサイクルセンター (4kW)	2,785	
	湯西川水処理センター (50kW)	49,918	
	温泉保養センター (100kW)	142,861	
	足尾総合支所 (20kW)	11,162	
サーマルリサイクル発電	クリーンセンター (2,000kW)	8,841,450	
太陽熱利用温水施設	湯西川小中学校		

※再生可能エネルギーの導入目標 (令和 2 年度：太陽光発電等施設の発電出力 300kW)

#### ② 低公害車の導入

低公害車 (低燃費かつ低排出ガス車) は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、導入を図ることで排出量削減を推進します。

#### 【低燃費・低公害車の導入状況】

年 度	庁用車台数	内 訳			
		低公害車			低公害車 以外
		ハイブリッド車	電気	水素	
平成 20 年度	496 台	6 台	0 台	1 台	489 台
平成 25 年度	463 台	24 台	6 台	0 台	433 台
構成率		6.5%			93.5%

※低公害車の導入目標 (令和 2 年度：10%、特殊車両を除く)

### ③ 可燃ごみ排出量の削減

ごみの中には、再生できる紙類や缶、ビン、ペットボトル等の再資源化が可能なものが多く含まれています。リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ごみの減量化や製造にかかるエネルギー削減を図り、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

○可燃ごみ排出量：平成 25 年度比 6%削減（令和 2 年度目標量：13,053kg）

【市役所本庁舎・第 2 庁舎・第 3 庁舎・第 4 庁舎からのごみ排出量】

年 度	可燃ごみ (kg)	19 年度比 削減率	資源物 (kg)		
			アルミ缶 スチール缶	ビン	ペットボトル
平成 19 年度	10,187		575	344	416
平成 25 年度	13,886	▲36.3%	749	179	631

### ④ 水道・下水道使用量の削減

水の有効利用は、浄水場や排水処理に必要な下水処理施設等におけるエネルギー使用量の削減につながり、メタン排出の抑制にもつながります。水の使用量の削減を図ることで、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

○水道使用量：平成 20 年度比 20%削減

下水道使用量：平成 20 年度比 10%削減

(令和 2 年度目標量 **水道**：311,567 m<sup>3</sup> **下水道**：188,092 m<sup>3</sup>)

【水道及び下水道使用量】

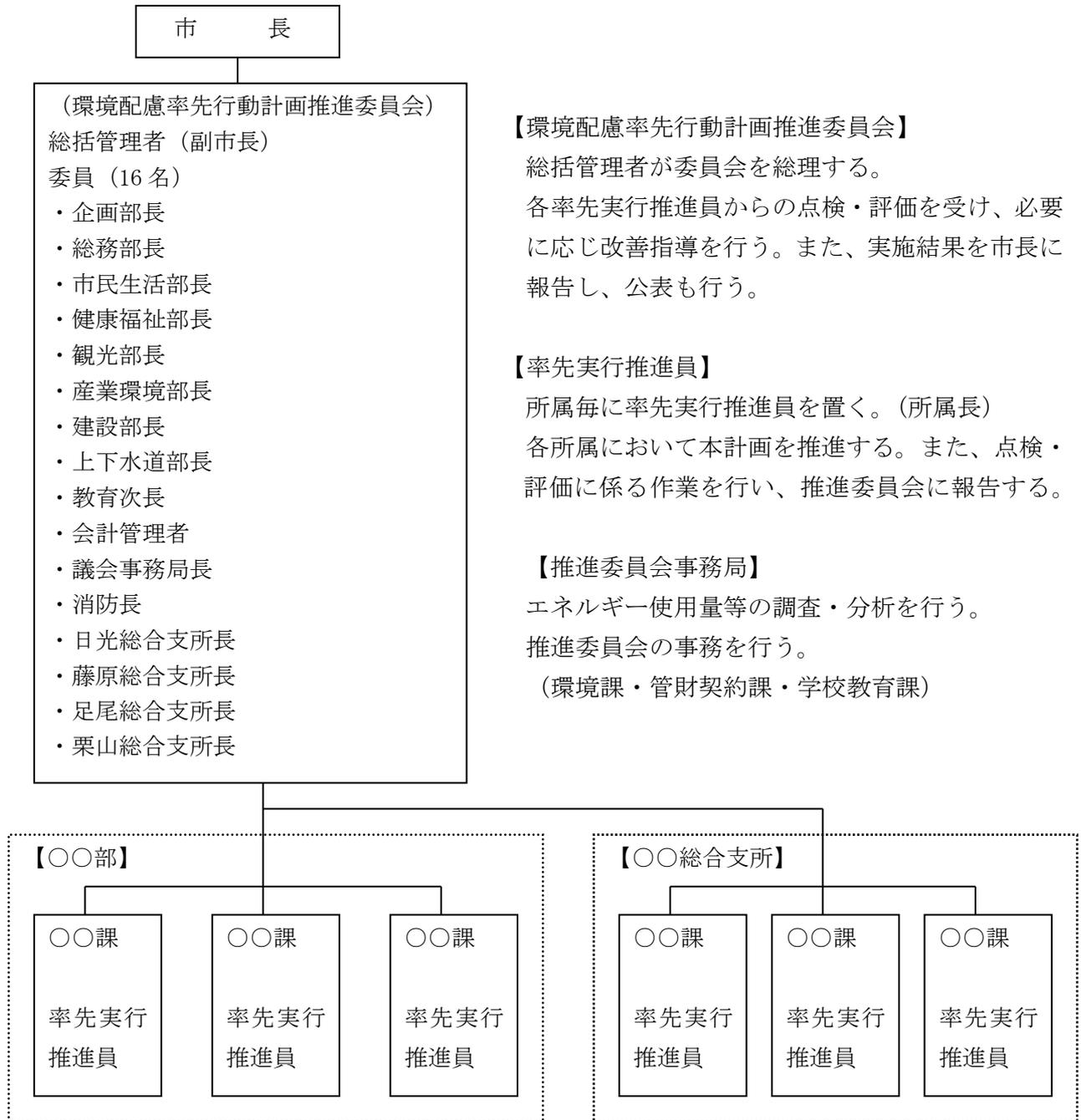
年 度	水道使用量 (m <sup>3</sup> )	20 年度比 削減率	下水道使用量 (m <sup>3</sup> )	平成 20 年度 削減率
平成 20 年度	389,459		208,991	
平成 25 年度	311,530	20.0%	193,266	7.5%

※対象施設は、市役所庁舎（本庁、各総合支所、支所及び出張所）、消防庁舎（消防本部、各消防署及び分署）、各小中学校、各保育園等

## 第6章 推進・点検体制

### 1 組織体制

本計画の推進にあたっては、日光市役所環境配慮率先行動計画推進委員会（以下、推進委員会とする。）を組織し、計画的に推進していきます。また、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価を行い、必要に応じて事業の取り組みや目標についての見直しを行います。



### 2 推進のための方策

#### ① 職員の研修

庁内研修を実施し、計画的な推進を図ります。

#### ② 職員に対する情報提供

計画書及び実績報告書の配布を行います。

## 第7章 計画の点検・評価

### 1 点検方法

#### ① 総排出量

組織別、活動項目別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

#### ② 取組状況

取組が組織別にどれだけ行われたかを点検します。

#### ③ 他の情報の入手

総排出量は温室効果ガスを排出させる要因（活動）と削減させる要因（取組）とによって決まります。しかし、単に排出量をすべて取組状況の結果として判断するのではなく、事務・事業及び施設の拡張などの活動状況に関する情報も入手し、総合的な評価を行います。

##### 【率先実行推進員の業務】

- ◆前年度の「施設の電気使用量・燃料使用量」「公用車の燃料使用量・走行距離」「上下水道使用量」「ごみの排出量」を集計し推進委員会事務局に報告する。
- ◆所属全体の取組として、取組点検表を作成し、推進委員会事務局に報告する。
- ◆施設整備・修繕に関する取組（計画・実施）を推進委員会事務局に報告する。

### 2 点検結果の評価

#### ① 点検結果の集約

##### (1) 総排出量

組織別、活動項目別に作成した表に整理します。温室効果ガスごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量は施設別、活動項目別に算出します。

##### (2) 取組状況

取組内容別に集計し表に整理します。

#### ② 総排出量に対する評価

- (1) 総排出量を前年または基準年と比較して、その増減の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または活動区分別の値を参考にします。
- (2) 目標達成の実現について考察します。

#### ③ 取組状況に対する評価

- (1) 取組内容を前年または基準年と比較して、その取組の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または取組別の内容を参考にします。
- (2) 「②総排出量に対する評価」の結果と取組状況を合わせて、取組効果について考察し、その後の取組について検討します。

##### 【推進委員会事務局】

- ◆率先実行推進員の報告を基に温室効果ガスを集計・分析し、結果を推進委員会に報告する。

##### 【推進委員会】

- ◆会議を開催し、目標に対する全体の達成状況、並びに各部の達成状況を点検・評価し、各部に対して必要な改善指導を行い、市長に報告する。

### 3 点検結果の公表

年次報告書を作成するとともに、市のホームページで市民等に対する公表を行います。

### 4 計画の見直し

#### ① 目標、取組の見直し

計画の点検・評価を受けて、目標や取組の重大な見直しが必要な場合（事務・事業、組織の拡大等に伴い目標値が現状に合わなくなったなど）には、見直しを行います。

#### ② 運用の仕組みの見直し

推進・点検体制、各種調査票、公表の方法など運用にあたっての仕組みが計画のねらいどおり機能していない場合には、PDCAサイクルを活用して、その解決に努めるものとします。

#### 【点検・評価のフローチャート】

